

鈴鹿市告示第 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 7 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名：秋永中瀬古郡山線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
郡山町字西高山 663 番 1228 地先から	旧	66.8	14.0～14.1
郡山町字西高山 663 番 1223 地先まで	新	66.8	14.0～71.1